# 平 成 25 年 度

定期監查等結果報告書

(出納室)

豊前市監査委員

# 第1 監 査 の 概 要

1. 監査の対象

出 納 室

## 2. 監査の範囲

平成25年度 (平成25年4月~平成26年1月) 財務、その他の事務の執行

#### 3. 監査の期間

平成26年2月24日 ~ 平成26年3月28日まで

# 4. 監査の方法

出納室から提出された資料及び提示のあった書類等に基づいて関係職員から実情を聴取し、関係諸帳簿の全部又は一部を抽出して、財務等に関する事務の執行が法令等の定めるところに従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査を実施した。

## 第2 監査の結果

出納室における財務等に関する事務は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑚され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。

なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

#### 1. 基金の運用について

基金の運用にあたっては、「豊前市公金管理及び運用基準」及び「豊前市債権運用指針」に基づき適切に運用されているが、財政調整基金の運用にあたり、一部2年に亘り運用しているものがある。地方公共団体が複数年に亘り債務を負う場合、起債の手続きが必要となり、不適切な運用となる。2ヵ年に亘るものであれば繰入金とし、基金会計で債権として取扱うものと考える。

又、「豊前市公金管理及び運用基準」及び「豊前市債権運用指針」において、債権に係る運用について会計管理者が決定する旨の規定があるが、地方財務実務提要で現金の出納及び保管について「信託と国債の購入及び運用については、地方公共団体の長の権限に属し、ただ長が決定した運用方針に従って現金の出納保管のみを行う」とあり、本基準、指針の見直しを検討されたい。

# 2. 指定金融機関の定期検査について

指定金融機関の定期検査については、地方自治法施行令第168条の4において「会計管理者は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関について、定期及び臨時に公金の収納又は支払の事務及び公金の預金の状況を検査しなければならない」と規定されている。また、「豊前市指定金融機関等の公金取扱検査実施要領」第3条において「定期検査は5月末現在とし、2ヶ月以内で会計管理者が定める日に実施するものとする」となっている。

更に第4条においては、「検査を実施したときには、その結果を監査委員に報告するものとする」と規定されている。

平成13年3月以降、数回実施されているものの平成23年6月以降、検査の実施がなされていない。指定金融機関との信頼性、公金の出納事務取り扱いの透明性の確保を図る立場から、検査基準に基づき実施のうえ報告されたい。

# 3. 領収印の届出と取り扱いについて

市行政全般にわたり、市民に対し税を初め、使用料、手数料等の負担を求め、その収納手続き、方法も多種多様な取扱となっているが、適切に処理されていると考えられる。

収納の直接収納については、出納員、会計職員、徴収職員等がこの任にあたり、納入義務者に対し領収印を押印し領収書を交付している。領収印については、財務規則第36条第2項により、会計管理者に届け出た領収印となっており、各種の領収印が届出されている。

届け出領収印の中に、関係課で使用する市長専用公印、課長職印が含まれており、 公印は豊前市公印規則第9条の公印の使用規定で、その使用内容や手続きが規定さ れており、領収印代用は不適切な使用と考えられ改善されたい。

また、領収印も各課、各係においてその大きさ、領収印の刻印の仕方が様々であり、その規格等についても検討されることを要望する。

#### 4. 領収帳の取扱について

各種公共施設の使用料の徴収については、各施設ごとの嘱託職員が条例に基づいて使用料を徴収し、領収書に押印し納入義務者に交付し、適正に処理されていると考えられる。

領収帳の交付等については、財務規則第38条において、交付と使用済の場合の 取扱が規定されている。取扱は規定に基づき、現金領収帳受払簿により各施設、年 度毎に交付、返納が整理されているが、必要とされる冊数よりも明らかに多くの領 収帳の交付や、使用済領収帳が未返納の施設、遅延している施設が散見される。

財務規則では、現金領収帳は厳重に保管し、領収帳が使用済となったときは、速やかに会計管理者に返納するものとなっている。

領収帳の交付にあたっては、各施設ごとの必要冊数を精査するとともに、利用状況を把握し、適正な交付と返納を指導されたい。

#### 5. 住宅敷金の管理について

市営住宅敷金については、豊前市財務規則第132条において、歳入歳出外現金 と規定されているが、現在、歳計現金に合算し、決済性預金として管理されている。

豊前市営住宅管理条例第19条第1項で「市長は、敷金を国債、地方債又は社債の取得、預金、土地の取得費に充てる等安全確実な方法で運用しなければならない。」となっており、また、同条第2項により「前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。」となっている。

現状の歳計現金と一括管理では、条例に基づく管理運用にあたり、透明性の確保が乏しく、歳計現金とは別に保管をし、適切な管理運用のあり方について検討されたい。